

酒田市長 矢 口 明 子 様

酒田市監査委員 大 石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 高 橋 千代夫
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
企画部 都市デザイン課	12月31日	1月15日～ 2月26日	2月7日
企画部 文化政策課	12月31日	1月15日～ 2月26日	2月7日
企画部 企画調整課	12月31日	1月12日～ 2月26日	2月8日
企画部 情報企画課	12月31日	1月15日～ 2月26日	2月8日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

文化政策課

指摘事項

【支出事務】

○支出負担行為として整理する時期から3か月以上遅延したもの

令和5年度歳出予算に計上されている史跡旧燈屋修復事業に関わる駐車場賃貸借（13台分）の支出負担行為書を令和6年1月9日に令和5年4月1日まで日付を遡り起票していた。

当該駐車場については令和4年度に引き続き市が借用していたが、企画部文化政策課の担当者が契約の事務手続を怠ったため、令和5年4月1日から約9か月間、駐車場の所有者との契約を締結しないまま使用している状態となっていた。

今後は、複数の職員で確認するなど事務の執行体制を改善すること。